

相設室のQ&A



問答者 ◆鈴木 誠 (公認会計士)

日本におけるSPC連結の相違点
 新聞紙上で最近よくみかけるSPCとはなんですか。また、SPCを用いることが可能となるのでしょうか。そして、現在の米国および日本の会計基準はこのSPCを連結するか否かについてどのように規定し、今まさに米国で議論されているその改正の方向性について教えてください。

SPC(SPE)を定義し、以下省略が可能にするもの

S.p.A.は、Special Purpose Companyの略で、特別目的会社と訳されます。このSPCは資産の原保有者(譲渡人またはオリジネーター)から原資産を譲り受け、資産の買取りや資金調達のために証券を発行したり、譲受け資産に関する信用補完を行うこと等の特別の目的のために作られた会社のことをいいます。なお、同様の目的の組織を会社ではなく、組合(パートナーシップ)・信託で組成した場合には、SPC(Special Purpose Entity)と呼ばれます。

- SPCの特徴は、次のとおりです。
- ① 非連結の事業体である(オフバランス化)
 - ② 倒産隔離されている(原資産の信用力に依拠した資金調達を可能にする)
 - ③ 課税透明性がある(非課税であれば、流動化商品の利回りが向上)

米国の会計基準

- SPCの連結の範囲については、
- ① 譲渡人から明らかに独立している。
 - ② SPCの行う業務が著しく制限され、法的文書によって完全に特定されている。
 - ③ SPCが保有する資産は、サービシング業務固有の業務上の判断が必要とされない金融資産(時的に保有する非金融資産も含む)である。
 - ④ SPCが現金以外の金融資産を第三者に売却・処分するケースを、法的文書によって特定する等により、自動的に対応する場合に限定している。

が認められることで、貸借対照表がスリムになり、純資産利益率や自己資本比率を向上させることが可能となります。また、含み益のある資産をSPCに譲渡することで一時あるいは将来にわたってこの含み益を実現させることができます。

②の倒産隔離は、原資産の信用力が自社の格付け以上である際、より低利の資金調達を可能とし、また、自社の信用力に依拠した既存の資金調達能力を温存することができます。

③の流動化商品の利回りが向上することで、流動化が成功し、資産から生じる将来キャッシュフローを早期に実現させ、新たな投資に向ふことが可能となります。実務的には、資金調達を目的(特徴②③)とし、オフバランス化(特徴①)のみを目的とするSPCは仕組みが比較的単純であり、日本問わず数多く組成されています。

金融資産の流動化スキームで利用される適格SPCとその他のSPCで別々に規定されています。

適格SPCとは、金融資産の流動化スキームにおける金融資産の譲受人が、財務会計基準審議会基準書(SPAS)140のパラグラフ46の要件をすべて満たす場合であり、当該適格SPCは譲渡人にとって非連結となります。具体的な要件は次のとおりです。

「相談室」では、読者の皆様からの質問を募集しております。経理・税務・法務・経営の分野で、日常の業務上疑問に思われたことを郵送・FAX・電子メールで経理情報編集部にお寄せ下さい。ご質問への回答は誌面で行い、取捨選択はできません。ご希望により紙上匿名にいたしますが、住所・職業・勤務先名はお知らせ下さい。E-Mail: Fax: 03-3113-1111
 E-Mail Address: kenri@pono@chuteikai.co.jp

その他のSPCを連結するか否かを規定するものは、公開企業におけるSPCの連結上の個別ガイドラインである緊急問題研究会報告(以下、「EITF」)D-14とリース取引において用いられるSPCを対象とするEITF90-15があります。このEITF90-15のQ&Aにいわゆる3%ルールが記述されています。すなわち、総資産の3%以上の持分を実質的にリスクを負担する外部投資家に保有してもらえば、リース物件の貸手は当該SPCを連結しなくてもよい、とするものです。

実務的には、このリース取引に用いられる3%ルールが、リース以外のその他のSPCにも適用されています。

日本の会計基準

米園と同様に、流動化スキームにおいて利用される、特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定するSPC(米園の適格SPC)に相当し、その他のSPCを別々に規定しています。

特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定するSPCは、次の要件を満たす場合には非連結となります(例外規定)。

- ① 適正な価額で資産対象資産が特段規定されていません。米国では前述のとおり金融資産に限定を課されたこと。
- ② 譲渡けた資産から生じる収益を当該SPCが発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されていること。
- ③ 当該SPCの事業が前記目的にしたがって適切に進行されていること。

その他のSPCについては、通常の子会社、関連会社と同様に実質支配基準に基づき判定することになります(日本公認会計士協会監査委員会報告第60号4(1))。

このように、日本にはそのSPCに関する詳細な規定がなく、実務的には、連結すべきか否かの判断は米園基準を参考にしています。

米国における改正の方向

米財務会計基準審議会(FASB)は、二〇〇二年六月二十八日付で公開草案を公表しました。それによると、上述の3%ルールの数値基準を10%と厳しくすると同時に、この数字が一人歩きしないように経済的実態で判断する余地も残しています。

(新日本監査法人勤務)